

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立小・中学校、義務教育学校長)

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 遠 藤 直 俊

教育課程の適切な編成・実施について(通知)

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められており、このために必要な教育の在り方を各学校が教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程において具体化することが重要です。

つきましては、各学校において、次の事項を踏まえ、教育課程を適切に編成・実施するようお願いします。

また、令和5年(2023年)9月15日付け教職第1134号通知『『教職を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について』や「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」(令和5年12月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 義務教育の在り方ワーキンググループ)等を踏まえ、特に配慮いただきたいことを別記として整理しましたのであわせて参考としていただくようお願いします。

記

- 1 各学校の教育課程については、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に従うこと。
- 2 地域の実情や児童生徒の姿を踏まえ、目指す子ども像や学校で育まれる資質・能力等を教育課程において明確にし、保護者、地域住民等と共有するなど、家庭や地域社会との連携・協働を推進すること。
- 3 学校教育全体並びに各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にしながら、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つ柱の育成がバランスよく実現できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すること。
- 4 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進すること。

(義務教育指導係)

別記

1 各教科等の年間授業時数等について

- (1) 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであることを踏まえ、児童生徒の実態を踏まえるとともに、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定すること。
- (2) 学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること。
- (3) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。
- (4) 学習指導要領のねらいが十分実現されていないと判断される場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、標準を上回る適切な指導時間を確保するなど、指導内容の確実な定着を図ることに努めること。
- (5) 教育課程の実施に当たっては、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努めるとともに、例えば、順調に学習が進んでいる場合には、3学期において授業時数の配当を見直すなど柔軟な運用を行うこと。
- (6) 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではないこと。

2 ICTの活用について

- (1) 児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように育んでいくためには、ICTを有効に活用し、教員が個々の児童生徒の学びの状況を把握しつつ、学びの主導権を児童生徒に委ねることにより、児童生徒が、自らの学びを「自分事」として捉え、自発的に他者と関わりながら自分で学びを深めていくような学習活動を、学年や学期等の一定の学校教育活動のまとまりの中に適切に組み入れていくこと。
- (2) 1人1台端末等の活用に向けては、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成が必要不可欠であることから、情報活用能力を育成する観点からカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。
- (3) 家庭学習の質の充実や、臨時休業等の非常時における学びの継続の観点から、児童生徒が平常時から1人1台端末を持ち帰り、学校での活用と同様に自宅等での活用を促すこと。その際、家庭学習に必要な教材の該当ページを1人1台端末で撮影し、当該教材を学校に置いて帰るなど、携行品の重さや量について配慮すること。
- (4) 文部科学省における学習者用デジタル教科書実証事業を通じて、学習者用デジタル教科書の効果的な活用を図ること。その際、「学習者用デジタル教科書実践事例集（文部科学省）」等を参考にする

3 学校種間の連携について

- (1) 幼保小の連携については、「幼小連携・接続のチェックシート」や「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（文部科学省）を活用するなど、年間の見通しをもって行うとともに、小学校入学当初において、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などを工夫すること。
- (2) 小中の連携については、小学校と中学校が目指す子ども像や教育課程などを共有し、学習指導などの一貫性に配慮した取組を進めること。また、小学校第6学年においては、指導要録などを活用し、児童一人一人の学習の状況について進学前に中学校と適切に情報を共有すること。

4 児童生徒の発達の支援について

- (1) 生徒指導については、児童生徒の自己指導能力の育成に向けて、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けるなど、学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすること。その際、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」（文部科学省）を活用し、2軸3類4層の支援を意識しながら適切な対応に努めること。
- (2) 学校には多様な児童生徒が存在し、その自己実現の在り方も多様であるという点も踏まえ、公教育として必要な共通性を担保しつつ、児童生徒の個性や多様性を尊重し、一人一人の「良さを徹底して伸ばす」ことに対応できる学校教育の実現に向け、ICTを効果的に活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を進めていくこと。

〔関係通知、参考資料等〕

教育課程の編成・実施	○ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm	
	○ 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm	
	○ 「令和 4 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（R5. 4. 21 文部科学省事務連絡） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1415063_00001.htm	
	○ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を踏まえた取組の徹底等について（提言）（R5. 9. 8 文部科学省通知） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01561.html	
	○ 臨時休業等の場合における児童生徒への ICT を活用した学習指導等について（R5. 11. 28 文部科学省事務連絡） https://www.mext.go.jp/content/20231205-app_dev02-000007000_1.pdf	
ICTの活用について	○ ICTを活用した学習の工夫例（北海道教育委員会） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/ICT.html	
	○ ICT活用ポータルサイト（北海道教育委員会） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/ict-portalsite.html	
	○ 学習者用デジタル教科書実践事例集（2022 年 3 月）（文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20220427-mxt_kyokasyo02-100002550_01.pdf	
学校種間の連携について	○ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）（文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf	
	○ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）（文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_4.pdf	
	○ 幼小連携・接続のチェックシート（北海道教育委員会） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yousyouseituzoku.html	
	○ 北海道における小中一貫教育について（北海道教育委員会） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gks/shochuikankanyouiku2.html	
児童生徒の支援について	○ 生徒指導提要（文部科学省 令和 4 年 12 月改訂） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm	